

参議院議員通常選挙

参議院議員の任期満了（7月28日）に伴う「参議院議員通常選挙」が7月4日（木）に公示され、7月21日（日）に選挙が行われます。当日は午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な1票を生かしましょう。

八幡市で投票ができる人は

参議院議員通常選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- ①日本国民
- ②平成25年4月3日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
- ③平成5年7月22日以前に生まれた人

市内転居の場合は

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。

【今年6月21日までに届け出した場合】

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

【今年6月22日以降に届け出した場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくこととなります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会へ選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

また転出された人でも、転出後一定期間（原則的に4カ月間）は、市の選挙人名簿に登録されています。転出された人でも、八幡市で投票することができ、可能性が異なります。これらの人へは、「投票所入場券」に代え「投票のお知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに投票方法が記載されています。

4月4日以降に転入された人は、前住所地で投票

平成25年4月4日以降に八幡市へ転入届を出された人の投票場所は、前住所地です。この場合、前住所地

の選挙区の候補者（比例区の場合は全国同一）を選ぶこととなります。

前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができ、また2級（第2項症状まで）の人

身体障がい者（戦傷病者）または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障がい者手帳（戦傷

病者手帳）の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

- ①両下肢もしくは体幹の障がい
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
- ③1級（特別項症状）または2級（第2項症状まで）の人

④前項の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】

▼郵便投票証明書の交付を受けている場合：市選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書をご用意しますので、郵便投票証明書を持って請求にお越しください。郵送

でも代理人でもできます。▼郵便投票証明書の交付を受けていない場合：早めに身体障がい者手帳が戦傷病者

手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って市選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、7月17日（水）までです。

点字や代理投票は係員へ

投票のとき、目の不自由

期日前投票は、投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投かんする制度です。7月21日の投票日に①②の理由で投票できない人は利用してください。土・日・祝日も受け付けします。投票所入場券を持参ください（印かんは不要）。

午後8時まで
市文化センター・小ホール



投票はこのように



投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙です。

黄色 選挙区選出議員
白色 比例代表選出議員

今回の選挙から

- ▼インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- ▼成年被後見人の選挙権が回復しました。詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

ご利用ください

日(土)午前8時30分～午後8時
市役所1階西側・警備員室前

期日前投票は、投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投かんする制度です。7月21日の投票日に①②の理由で投票できない人は利用してください。土・日・祝日も受け付けします。投票所入場券を持参ください（印かんは不要）。

983-1111(代)

投票所入場券を 忘れずに

(表面)

郵便はがき

山城八幡局
料金後納郵便

選挙事務

参議院議員通常選挙投票所入場券

投票日時	平成25年7月21日
投票所	午前7時～午後8時
投票区	頁 番
氏名	性別

区分

A022010006190729A

(裏面)

宣言書請求書

<投票についてのご注意>

- この入場券は、投票日まで大切に保管し、当日に必ず本人が投票所へ持参してください。
- もし、この入場券をなくされたときは、投票日の当日に投票所でその旨を係員に申し出てください。
- 選挙当日に都合が悪い場合は、期日前投票をしましょう。(右の「宣言書請求書」に必要事項をご記入の上、ご持参ください。)

【期日前投票】

期間 平成25年7月5日～7月20日
(土曜日、日曜日、祝日も受付しています。)

時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所1階警備員室前
第1会議室

★投票所入場券の裏面に宣言書兼請求書が記載されています。期日前投票をされる場合にはご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。

も、選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

な人は「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

